

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適当なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別の事情があるとき。</p>	<p>1 契約の概要</p> <p>次の医師ワークライフバランス推進事業の実施を委託する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代が自由にキャリアプランやロールモデルなどの意見交換や情報交換等ができる場を提供する。 ・ワークライフバランスの重要性、就労環境整備についての先進的な取組みの紹介、短時間正規雇用制度、院内保育所運営費補助などの就労支援策の理解促進により、医師が働きやすい環境整備の必要性に関して、普及啓発を図るための講演会等の開催。 ・その他医師の就労環境改善のための啓発事業を行う。 <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明</p> <p>事業実施にあたっては、①県内医師の就労環境に精通している必要があり、②ロールモデルとなるような県内外の医師、医療現場の情報も把握している必要がある。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適当であることの説明</p> <p>一般社団法人岐阜県医師会は、岐阜県内の各地域医師会を総括し、医学医術の発展普及と公衆衛生の向上を図るなどの目的をもって、医学の振興、研鑽及び公衆衛生の啓発指導及び医療の普及充実に関する事業を行っている。</p> <p>「ぎふ医師就業支援センター」の独自運営により、県内医療機関の就労環境情報及び医師が求める勤務環境について把握しており、また、県内地域医師会及び他県の医師会とのネットワークにより、ロールモデルとなる県内外の医師及び医療機関の情報を把握している。</p> <p>以上により、当該事業を適正かつ効果的に実施できる者は「一般社団法人岐阜県医師会」以外にはない。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。